

府中市省エネ経費削減補助金 申請ガイド

府中市 商工観光課
令和8年7月 21 日

【目次】

1	事業の目的	P1
2	補助対象者	P1
3	補助対象事業	P2～4
4	申請フロー	P5
5	申請時の留意事項	P6～7
6	事前着手承認通知	P7
7	交付決定通知	P8
8	補助金交付決定後の流れ(事業の実施と事業報告書の提出)	P8
9	事業実績報告の提出・補助金交付額の確定	P8～9
10	請求書提出及び交付	P9
11	その他	P9
参考	・契約・支払いの確認に必要な書類及び注意点 ・よくある質問 ・省エネ診断関連資料	P9～17

<申請・お問合せ先>

〒726-8601 広島県府中市府川町 315 府中市経済観光部商工観光課

TEL 0847-44-9153(受付時間:8:30～12:00、13:00～17:15)

※土・日・祝日を除く

※電子申請は申請期間中であれば 24 時間申請が可能です。

▼申請は原則府中市ホームページからの「電子申請」となります。

※電子申請が難しい場合はご相談ください。

※受領後、不備がある場合や、記載漏れがあった場合は再度提出していただきます。

1. 事業の目的

エネルギー価格をはじめとする物価高騰が中小企業者の経営を圧迫する中、一過性の運転資金支援にとどまらず、省エネルギー設備への更新を促進することにより、長期的な視点で光熱水費等の固定費の持続的な削減を実現し、中小企業の経営基盤の強化につなげることを目的とする。

2. 補助対象者

次のいずれの要件も満たすものとする。

- ▼市内に事業所を有する中小企業者(※)であること。
- ▼市税等(延滞金を含む。)の滞納がない者であること。
- ▼この要綱により補助金の交付を受ける経費について、国、地方公共団体又は公共的団体等から補助金等を受けていない者であること(省エネ診断に係るものは除く)。
- ▼令和8年度府中市業務効率化支援補助金の交付決定を受けていないこと。
- ▼府中市暴力団排除条例(平成24年府中市条例第2号)に規定する暴力団又は暴力団員等でない者であること。

※中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するもの。

※個人事業主も対象です。

※経営者が同一の場合は、申請は1社に限ります。

【参考】中小企業基本法

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

◆みなし同一事業者について

親会社が議決権の 50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一法人とみなし、いずれか 1 社の申請しか認められません。また、親会社が議決権の 50%超を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一法人とみなし、いずれか 1 社の申請しか認められません。

なお、個人が複数の会社それぞれの議決権を 50%超保有する場合も同様に、複数の会社は同一法人とみなします。また、親会社が議決権の 50%超を有する子会社が、議決権の 50%超を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の 50%超を有するひ孫会社等についても同様の考え方にに基づき、同一法人とみなします。加えて、上記に該当しない場合であっても、代表者が同じ法人についても同一法人とみなし、そのうち 1 社の申請しか認められません。これらにあてはまる複数の事業者が申請した場合には、申請した全ての事業者において公募申請要件を満たさないものとして扱いますのでご注意ください。

業種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

3. 補助対象事業

項目	要件等
(1)概要	省エネ診断を実施する事業及び省エネ診断を受けて実施する省エネルギー設備等を導入する事業 ※設備の更新のみが対象で、新設は対象となりません。
(2)対象例	▼省エネ診断等を受けて実施する LED 設備への更新 ▼省エネ診断等を受けて実施する高効率な空調設備への更新 ▼省エネ診断等を受けて実施する高効率なコンプレッサーへの更新 ※省エネ診断等については、『(9)省エネ診断等について』をご参照ください。 など
(3)補助事業	(1)令和8年度以降に診断実施機関から報告を受けた省エネ診断の結果に基づく1以上の改善提案(以下「改善提案」という。)をその内容とするものであること。 (2)省エネ診断は、事前着手承認通知日以後に実施したものに限り、補助対象とする。ただし、省エネ診断のみを実施し、その後の設備導入等を行わない場合は、先に交付申請を行い、交付決定通知日以後に実施したものに限り、補助対象とする。 (3)補助金の交付決定後に着工し、又は着手するものであること。 (4)導入する省エネルギー設備等は、リース契約によるものではないこと。 (5)導入する省エネルギー設備等は、中古のものではないこと。 (6)導入する省エネルギー設備等は、5年以上継続して使用すること。 (7)省エネルギー設備等の設置場所は、府中市内であること。 (8)前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める要件 ※省エネ診断等については、『(9)省エネ診断等について』をご参照ください。
(4)申請受付期間	【事前承認申請期間】 令和8年7月21日(火)～令和8年8月17日(月) ※予算額の上限に達した場合、抽選となります。 【交付申請期間】令和8年8月19日(水)～令和8年12月25日(金) 【予定件数】 30件程度
(5)補助対象期間	～ 令和9年3月15日(月) ※支払いまで完了していること。また如何なる理由でも期間内に終了しない場合は認められません。

項目	要件等						
(6) 補助率・補助上限額	<補助率> 補助対象と認められる経費の2/3以内(千円未満切り捨て) <補助上限額> 50万円						
(7) 補助対象経費	補助対象経費は、次の(1)から(3)までの条件を満たし、次の【補助対象経費一覧】に掲げる経費(国、地方公共団体等の補助金の交付を受ける場合は、これを除いた額)です。 ※消費税及び地方消費税は補助対象外です。 (1) 事業を実施するための必要最小限の経費 (2) 補助対象期間内に契約・実施・支払いが完了した経費 (3) 補助対象(用途、単価、仕様、数量等)が提出書類(写真、帳票類等)により確認可能であり、かつ、省エネ化・経費削減に向けた省エネ設備の更新等に係るものとして明確に区分できる経費 【補助対象経費一覧】 <table> <tr> <th>区分</th><th>適用</th></tr> <tr> <td>① 診断実施機関の実施する省エネ診断費用</td><td> 事前着手承認通知日以後に診断実施機関の実施した省エネ診断の診断、算定費、専門家の派遣に係る費用等の自己負担額 ただし、省エネ診断のみを実施する場合は事前に交付申請を行い、交付決定日以降に実施した費用のみ対象となります。 </td></tr> <tr> <td>② 省エネ設備等への更新及び設備改良費用</td><td> 令和8年度以降に診断実施機関から報告を受けた省エネ診断の結果に基づく省エネ設備等の設計・設備・工事費 </td></tr> </table>	区分	適用	① 診断実施機関の実施する省エネ診断費用	事前着手承認通知日以後に診断実施機関の実施した省エネ診断の診断、算定費、専門家の派遣に係る費用等の自己負担額 ただし、省エネ診断のみを実施する場合は事前に交付申請を行い、交付決定日以降に実施した費用のみ対象となります。	② 省エネ設備等への更新及び設備改良費用	令和8年度以降に診断実施機関から報告を受けた省エネ診断の結果に基づく省エネ設備等の設計・設備・工事費
区分	適用						
① 診断実施機関の実施する省エネ診断費用	事前着手承認通知日以後に診断実施機関の実施した省エネ診断の診断、算定費、専門家の派遣に係る費用等の自己負担額 ただし、省エネ診断のみを実施する場合は事前に交付申請を行い、交付決定日以降に実施した費用のみ対象となります。						
② 省エネ設備等への更新及び設備改良費用	令和8年度以降に診断実施機関から報告を受けた省エネ診断の結果に基づく省エネ設備等の設計・設備・工事費						
(8) 補助対象外経費	「(7) 補助対象経費」に記載のない経費はすべて補助対象外となります。 また、対外的に自社の通常業務と謳っているものを外部委託する場合の経費や、一般価格や市場相場等と比べて著しく高額な経費、委託先や契約・実施・支払い等が不適切な経費は対象外になります。 申請書に記載した経費であっても、交付決定後に補助対象経費に該当しないことが判明した場合は補助対象外になります。 (1) 主な補助対象外経費の例 ア 汎用性があり目的外使用になり得るものの購入に要する経費 イ 交通費、宿泊費、保険料、飲食費、雑費等の間接経費 ウ 租税公課(消費税、印紙代等) エ 振込手数料 オ 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費						

	カ 太陽光発電や蓄電池 キ 設備ではなく構築物と見なされるもの (2)補助対象経費であっても補助対象外になる例 ア 見積書、契約書、納品書、請求書、振込控え、領収書等の帳票類が不備の場合 イ 一般価格や市場相場等と比べて著しく高額な場合 ウ 委託先や契約・実施・支払いが不適切な場合 エ 契約から支払い・決済までの一連の手続きが、補助対象期間中に行われていない場合						
(9)省エネ診断等について	(1)省エネルギー設備等導入は、事前に府中市の指定する省エネ診断等を実施し、その報告書に記載のある省エネ関係設備の導入を支援します。指定の診断以外では対象となりませんのでご注意ください。 ▼府中市の指定する省エネ診断等については、次の通りです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>問い合わせ先等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 省エネ診断  </td><td> (一社)環境共創イニシアチブ TEL0570-000-680 https://shoeneshindan.jp/guide/ </td></tr> <tr> <td> 省エネ最適化診断  </td><td> (一財)省エネルギーセンター TEL03-5439-9732 https://www.shindan-net.jp/service/shindan/ </td></tr> </tbody> </table> ※上記省エネ診断等は、国の事業ですが、応募多数等の場合等、受付を早期に終了する可能性もありますので、お早めにご準備ください。また、最新の診断受付の情報は各 HP 等でご確認ください。	名称	問い合わせ先等	省エネ診断 	(一社)環境共創イニシアチブ TEL0570-000-680 https://shoeneshindan.jp/guide/	省エネ最適化診断 	(一財)省エネルギーセンター TEL03-5439-9732 https://www.shindan-net.jp/service/shindan/
名称	問い合わせ先等						
省エネ診断 	(一社)環境共創イニシアチブ TEL0570-000-680 https://shoeneshindan.jp/guide/						
省エネ最適化診断 	(一財)省エネルギーセンター TEL03-5439-9732 https://www.shindan-net.jp/service/shindan/						

★地域経済への波及効果を高めるため、府中市内事業者からの購入をご検討いただきますようお願いいたします。

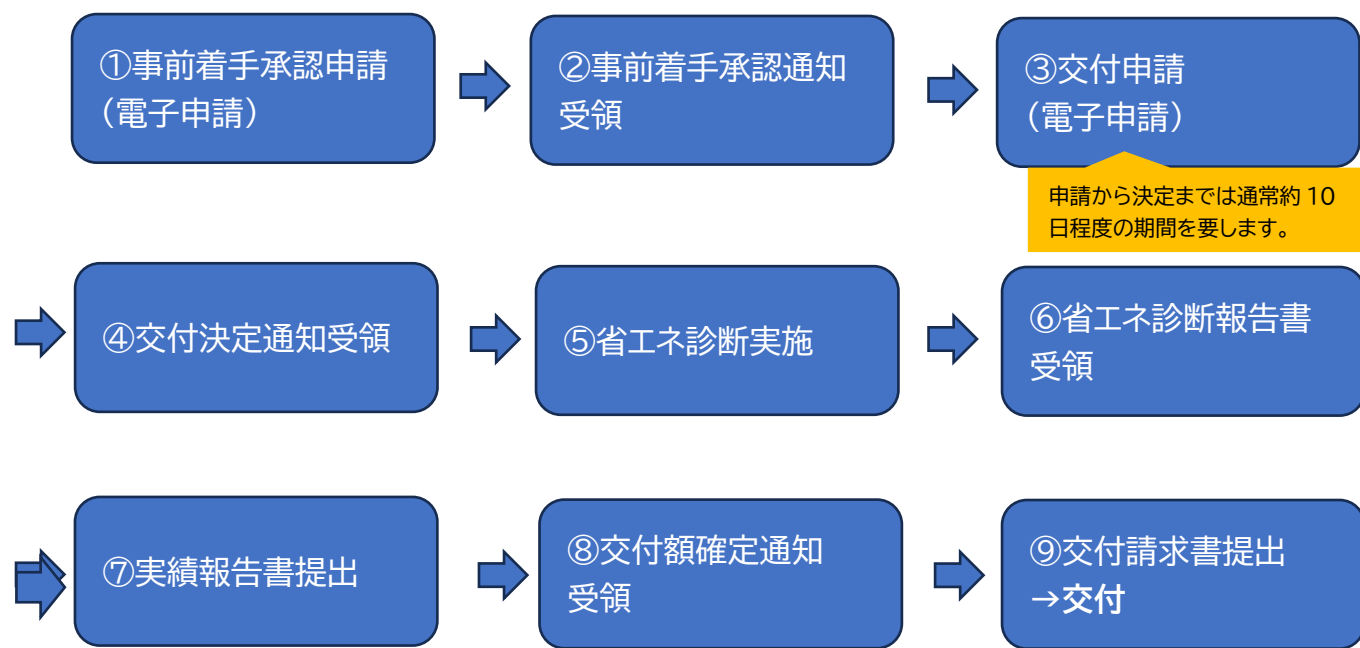
4. 申請フロー

申請のフローについては次のとおりです。

◎省エネ診断実施後省エネルギー設備等を導入する場合



◎省エネ診断のみを実施する場合



5. 申請時の留意事項

(1) 事前着手承認申請の留意事項

- ア 電子申請になりますので、電子フォーマットに従って入力をしてください。
- イ 見積書の添付が必要となります。
- ウ 地域経済への波及効果を高めるため、府中市内事業者からの購入をご検討いただきますようお願いします。

(2) 交付申請の留意事項

- ア 電子申請になりますので、電子フォーマットに従って入力をしてください。
- イ 省エネ診断報告書の内容に沿った申請にしてください。
- ウ 必要な添付書類については(3)を参考にしてください。

(3) 事前着手承認申請(電子)に必要な添付書類(チェック表)

提出必須の書類		
ア	見積書【PDF、JPEG 等】	☐ 省エネ診断の見積書(対象経費とする場合) ☐ 導入予定の省エネルギー設備等の見積書

(4) 交付申請に必要な添付書類 (チェック表)

提出必須の書類		
ア	収支予算書【PDF】 (様式第5号)	☐ 収支予算書
イ	「収支予算書」に計上した経費に関する見積書等【PDF】	☐ 省エネ診断の見積書(対象経費とする場合) ☐ 導入する省エネルギー設備等の見積書
ウ	診断実施機関の発行する省エネ診断の報告書【PDF】	☐ 省エネ診断の報告書
エ	省エネルギー設備等の導入を行う物件の概略図【PDF、JPEG 等】	☐ 物件の概略図 (配置図等、概ねの配置がわかれば様式は問いません)
オ	省エネルギー設備等の導入を行う物件の現況写真【PDF、JPEG 等】	☐ 物件の現況写真 (対象設備が全て写っていること、複数枚可)
カ	府中市税等納付状況照会同意書【PDF】 ※押印したものをPDF化してください。	☐ 府中市税等納付状況照会同意書
キ	事業所等の所在地、事業の開始日が分かる資料【PDF】 ※法人・個人の区分等によって提	◎法人の場合 ☐ 不要 ※カの同意のもと課税台帳等で確認します。

	出物の有無等変わりますのでご注意ください。	※課税台帳等で確認できない場合は、その他の書類の提出を求める場合があります。 ◎<u>個人事業主の場合</u> 【市県民税が府中市で課税されている場合】 ☐ 不要 ※カの同意のもと課税台帳等で確認します。 【市県民税が他市で課税されている場合】 ☐ 直近の「確定申告書第一表」及び「収支内訳書の写し ただし、事業の開始が令和8年中の場合は、所管税務署に提出した「個人事業開業・廃業等の届出書」の写しを添付してください。
--	------------------------------	---

6. 事前着手承認通知

令和8年8月17日(月)で事前着手承認申請を締め切った後、内容を確認後適当と認められた場合、事前着手承認通知を送付します。ただし、事前着手承認通知が補助金の交付や交付額を決定するものではありません。

なお、令和8年8月17日(月)の事前着手承認申請締切り時点で申請額が予算の上限を上回った場合、抽選により事業者の審査順を決定します。決定した順に要件審査を実施します。不承認となった場合には「事前着手不承認通知」を送付します。

【抽選方法の概要】

下記抽選方法により事業者の審査順を決定します

(1) 抽選実施の判断

- ① 令和8年8月17日(月)の事前着承認申請締切り後、すべての申請額を合計します。
- ② 合計額が予算上限を超えていた場合、抽選を実施します。

(2) 抽選方法

- ① Microsoft Excel で申請順に申請者の一覧を作成します。
- ② その後ランド・ビットウィーン関数(=RANDBETWEEN ())により乱数番号を割当てます。
- ③ 乱数番号を降順に並び替え、数値の大きい順に審査順位とします。

(3) 抽選方法の立ち合い

抽選は、外部機関立ち合いのもと実施します。抽選の結果はその場で印刷製本し立会人、事務局の代表者が押印・割印を行い、その後の変更ができないようにして保管します。

※抽選の結果は、府中市商工観光課にて申請者のみが閲覧可能です。

※ホームページ等での公開は行いません。

7. 補助金交付決定通知

事前着手承認通知を受理した事業者は、省エネ診断を実施し、必要な書類等を準備のうえ、補助金交付申請（電子申請）を実施します。審査の結果適当と認められた場合、補助金交付決定通知を送付します。補助金交付決定とは、補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）及び補助対象の事業を決定したもので、事業完了後の最終的な補助金交付額を決定・保証するものではありません。

※省エネ診断のみを実施する場合は、先に補助金交付申請を実施してください。

※補助金交付決定額は、補助金交付申請額から減額して決定する場合があります。

※申請内容を変更・中止する場合や、補助事業者の情報を変更した場合は、承認を受ける必要があります。

8. 補助金交付決定後の流れ（事業の実施と事業報告書の提出）

補助金交付決定後は、申請内容に基づいた取組を実施してください。

※補助金の交付は、実績報告に基づいて行います。実績報告には、実施状況及び支払いを確認するための書類提出が必要です。

9. 事業実績報告の提出・補助金交付額の確定

(1) 事業実績報告提出時の留意事項

事業終了後、速やかに、補助金交付額確定に必要な事業実績報告書等の書類を提出してください。提出された実績報告書等に基づき、府中市において、完了検査を行い、審査を経て、補助金額が確定します。

なお、実績報告も原則、府中市ホームページからの電子申請となります。

ア 必要書類を添付して提出してください。

イ 補助事業終了後、速やかに報告書類を提出してください。

ウ 必要に応じて、追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。

エ アンケートにご協力をお願いします。

(2) 事業実績報告提出に必要な書類

提出必須の書類		
ア	収支決算書【PDF】 (様式第5号)	☐ 収支決算書
イ	契約・支払いの確認に必要な 書類【PDF、JPEG 等】	☐ 請求書又は納品書等 ☐ 領収書等の写し ※《参考》契約・支払いの確認に必要な書類及び注 意点をご確認ください。 ※省エネ診断等費用を対象経費とする場合には、省 エネ診断の請求書・領収書も添付すること。
ウ	補助事業の実施が確認できる 書類【PDF、JPEG 等】	☐ 設置後の概略図(物件の概略図、配置図で可) ☐ 完成写真

※補助金の額は実績に基づくため、補助金交付決定額から減額となることがあります。

10. 請求書提出及び交付

補助金額の確定後、補助金交付額確定通知書を送付します。

補助事業者は、通知内容に基づき指定様式の請求書を作成し、送付してください。請求書受領後、補助金を交付します。

11. その他

- (1) 補助対象事業の進捗状況確認のため、実地検査に入ることがあります。
- (2) 補助事業者は、補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿その他帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、補助事業の完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しておかないといけません。
- (3) 補助事業により導入された設備を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年以内に処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
- (4) 国、県、市町及び各種産業支援機関等が実施する他の制度(補助金等)の支援を受けている場合、経費の重複を確認するため、該当機関に確認を行う場合があります。
- (5) 当市のホームページ等において、採択事業者及びその取組等を情報発信する場合があります。採択事業者は、画像素材等、当該公表に必要となる情報等の提供に協力するものとします。また、当事業によって行った成果等について、必要に応じて公表する場合があります。
- (6) この申請ガイドに記載のない事項は、交付要綱に定めるところによるものとします。

《参考》契約・支払いの確認に必要な書類及び注意点

必要な書類の例は次のとおりです。書類は写しで構いません。

	書類1	書類2
○領収書が発行される場合	請求書(又は納品書)	領収書※
○領収書が発行されない場合	請求書(又は納品書)	銀行への振込依頼書※
	請求書(又は納品書)	オンライン振込の画面印刷※

【領収書について】

- ・当該領収書には、宛先(補助事業対象者名、法人の場合は宛名が法人名のもの)、領収日、領収金額、金額の内訳、発行者名・所在地・電話番号の記載が必要です。
- ・消費税が含まれているかどうか領収書に明記してください。
- ・クレジットカード払いの利用明細や、キャッシュレス決済のアプリケーションの使用履歴等では領収書の代替とは見なしません。
- ・オンラインで振込をした場合には、インターネットにより明細を印刷したものでも構いません。

【振込について】

- (1) 法人の場合、個人名義又は個人口座から振込みを行った経費は補助対象外です。個人の場合、本人名義以外の口座から振込みを行った経費は補助対象外です。
- (2) 関連会社経由等、補助事業対象者名義の金融機関の口座から直接振り込んでいない場合は対象外です。
- (3) 手形や小切手、各種商品券等の金券により支払った経費は、補助対象外となります。
- (4) 補助対象経費の支払いとその他の取引の支払いは、混合して行わないでください。
- (5) 他の取引と相殺して支払った経費は、補助対象外となります。
- (6) インターネットバンキングを利用する場合は、振込先の名義と口座番号を確認するため、インターネットの振込画面(又は振込履歴)と通帳(又は当座勘定照合表)の写しの提出が必要です。
- (7) 契約・支払確認にかかる書類の宛先は、補助事業対象者名であることが必要です。

【その他】

- ・請求書(又は納品書)と領収書と申請金額(対象経費)の一致を必ず確認してください。
- ・対象外経費である振込手数料を差し引きして支払われた場合には、補助金の交付額確定の際に減額して計算しなおしますのでご注意ください。

《参考》よくある質問

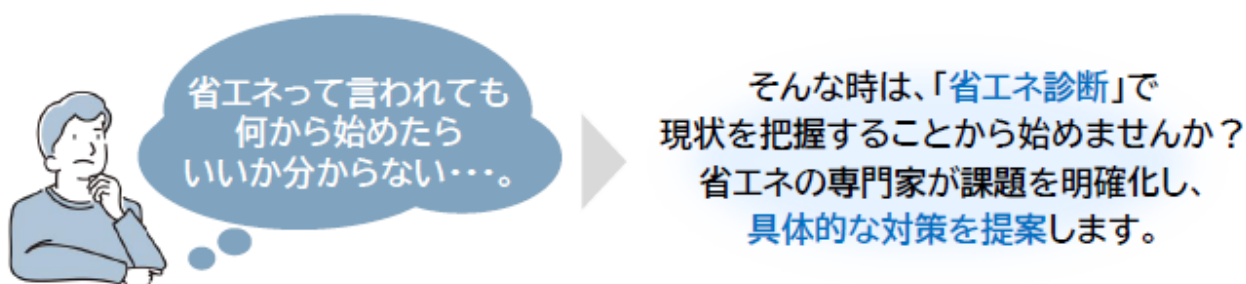
質問	回答
(全体)	
▼R4、R5 年度の府中市省エネルギー設備等導入による生産性向上推進事業補助金で交付決定を受けているが、今回の募集の対象となるか。	➡対象となります。ただし、令和8年度府中市業務効率化支援補助金の交付決定を受けている場合は対象外になりますのでご了承ください。
▼「設備の導入」とあるが、新設も対象となるか。	➡新設は対象となりません。省エネ診断の診断結果に基づく設備の更新のみが対象となります。
▼書類提出時に、内容を確認してほしい。	➡申請は電子申請になっていますので、申請時の内容確認はいたしません。事前に相談等は受けられますのでご連絡ください。
▼電子申請のやり方が分からないので、書面で提出してよいか。	➡原則電子申請でお願いします。やり方が分からない場合は補助等しますのでご連絡ください。添付書類の容量の問題等で添付が難しい場合等、一部書面での提出を認める場合もありますが、まずはご連絡ください。
▼事前承認や交付決定までどれ位かかるか。	➡事前承認申請は令和8年8月17日の締切り後3日程度、交付決定は申請日から起算して10日～2週間で通知書を郵送いたします(目安であり、それ以上かかる場合もあります)。
▼予算に限りがあるとのことだが、今から省エネ診断等を受けて間に合うか。	➡まずは令和8年8月17日までに事前着手承認申請をしてください。先着順ではありませんが、予算上限に達した場合は抽選となりますのでご了承ください。
▼自社の設備でなく他社へ賃貸している(又は予定している)設備については対象か。	➡自社で利用している設備であって、自社で電気料金等を負担している設備が対象です。
▼対象は製造業等に限定されるか。	➡全業種対象です。
▼従業員を雇用していない個人事業主も対象か。	➡対象です。
▼大企業の子会社(いわゆるみなし大企業)だが対象となるか。	➡対象です。
▼自身が経営する会社が複数あるが、それぞれの会社で申請が可能か。別の事務所で別の事業を営んでいる。	➡経営者が同一の場合は、申請は1社に限ります。なお、みなし同一事業者の申請については、1ページをご確認ください。

質問	回答
▼設備の導入の納期待ちが発生している。	➡令和9年3月15日(月)までに設備を導入し、かつ支払いを完了したもののみが対象です。完了していない場合交付決定を取り消します。
▼導入した設備を後日売却する可能性がある。	➡5年以内に処分しようとする場合は、市長の承認が必要です。また返還を求める場合があります。
▼太陽光発電や蓄電池は対象になるか。	➡対象外です。
▼府中市内の事業者から設備等購入するよう記載があるが、府中市内の事業者等で扱っていないもの場合はどうすれば良いのか。	➡府中市内の事業者利用にご協力をお願いします。質問のように府中市内の事業者で扱っていない場合や、見積りで市外事業者のほう明らかに安価で購入できる場合等は、事前着手承認申請時にその旨をご記載ください。
▼設備設置の工事費等は対象経費になりますか。	➡対象経費となります。対象にならない経費等については3～4ページを参考にしてください。
▼事前着手承認申請時の見積額より、設備の導入金額が高額になりました。金額の変更が出来ますか。	➡補助金事前着手承認通知書に記載の交付申請上限額より高い金額への変更はできません。
▼省エネ診断の結果、導入を予定していた設備では省エネ効果が得られないことが判明しました。変更は出来ますか。	➡補助金事前着手承認通知書に記載の交付申請上限額の範囲内で変更することは可能です。なお、設備の導入を見送る場合は、省エネ診断の費用のみで実績報告を行ってください。
(省エネ診断)	
▼省エネ診断等の受診は必須か。	➡必須の要件としております。申請の際には、省エネ診断等の報告書を添付して提出していただきます。ただし、令和8年度に既に省エネ診断等を受診している場合はその報告書で問題ありません(対象経費からは診断料は除外されます。)
▼省エネ診断等はどのようなものでどれ位時間がかかるか。	➡専門家が現地確認して報告書を作成されます。報告書受け取りまで時間がかかることもありますのでお早めに手続きをお願いします。 ※事前着手承認通知後に実施してください。
▼省エネ診断は無償で受けられるのか。	➡有料です。各診断により料金は異なりますので各機関のHP等からご確認ください。なお、診断費用も補助の対象経費(※)となります。 ※事前着手承認通知後に実施した場合に限る

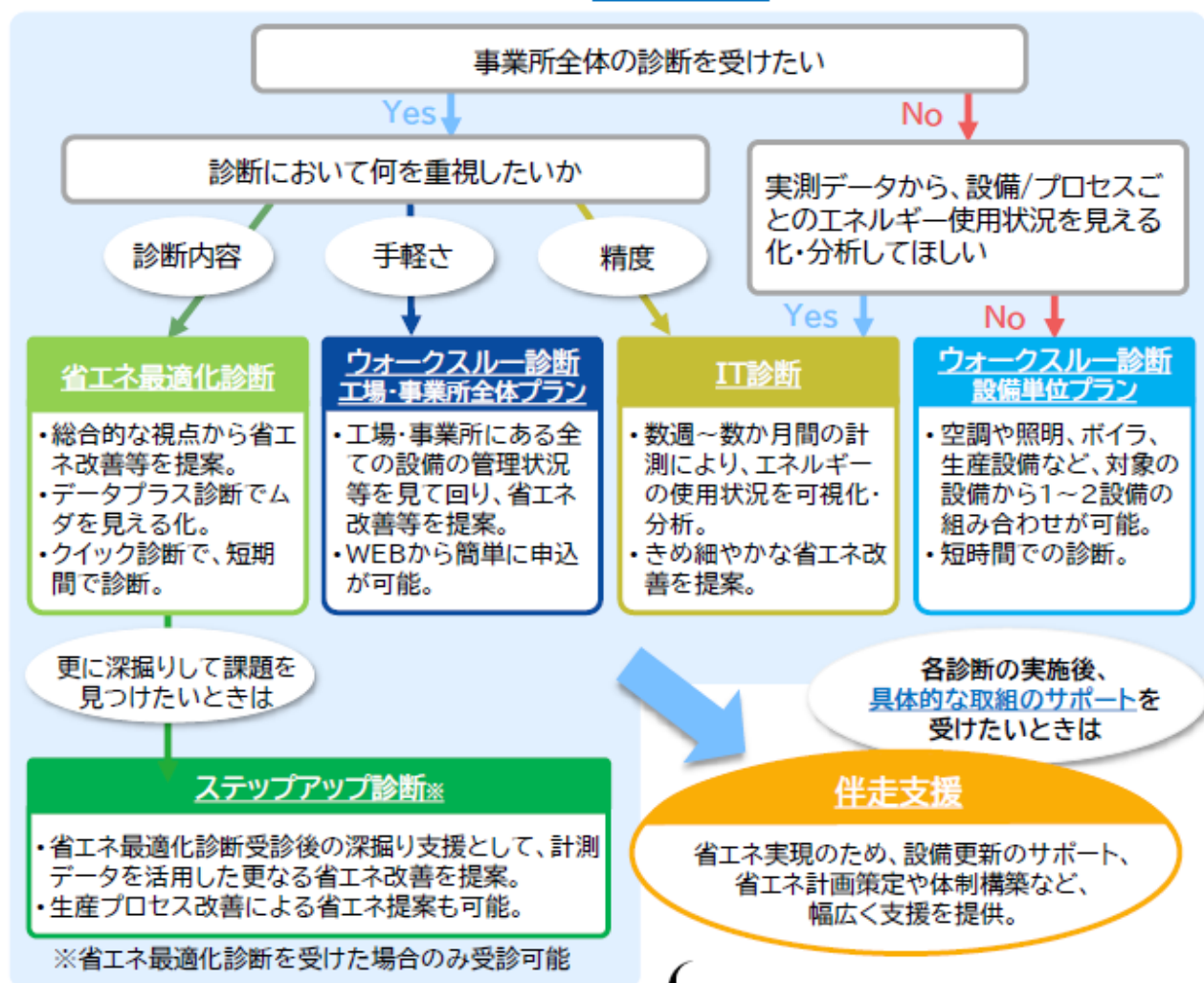
質問	回答
▼複数省エネ診断が提示されているが、どの診断を受ければ良いか。	➡市の提示している診断であれば、どの省エネ診断等を受けられても問題ありません。 報告までに要する期間や内容等については若干異なっておりますので、詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。
▼LED 照明への交換を検討しているが、省エネ診断等で報告書に記載してもらえるか。	➡事前に省エネ診断等の実施事業者へご確認ください。事前に想定している設備の見積等を事前に入手のうえ、省エネ診断等を受けられても構いません。
▼省エネ診断等の見積の提出も必要か。	➡省エネ診断等の費用を対象経費としている場合には、見積等をご提出ください。 また、実績報告書提出の際にも請求書・領収書を忘れず添付してください。
(書類関係)	
▼物件の概略図とは何か。	➡建物内のどの部分に設置するものかがわかるものをお願いします。平面図等があればその写しに設置場所を記載してください。無い場合は、概ねの建物の形状、設置個所を示していただければ様式等の指定はありません。
▼写真はどのように撮影したらよいか。	➡交付申請時には、現行の設備を撮影してください。実績報告時には補助事業で設置した新しい設備を撮影してください。 なお、設備については補助対象としている設備全てを漏れの無いように撮影してください。写真の枚数等には指定はありません。 また、物件の概略図の設置数＝写真の設置数＝見積(請求書)の設置数の一致を確認してください。
▼銀行振り込みで領収書の発行がない。	➡振込明細書やオンラインでの振り込み画面の写しを提出してください。なお、自社名と相手方の名称が記載されている部分としてください。※通帳写も添付
▼振込手数料を差し引きして支払っても良いか。	➡振込手数料は対象外経費ですので、差し引きして支払われた場合には、交付額確定時に減額となる場合があります。
▼事業の実施予定日はいつを記載すればよいか。	➡申請書提出からおおよそ10日～2週間程度で決定通知書が郵送されます。それを踏まえて、設備事業者と調整していただき、概ねの日数をご記入ください。あくまで予定ですので大きく予定が変更になった場合等を除き連絡等は不要です。

質問	回答
▼事業完了日は、設備完了の日かそれとも支払いの完了の日か。	➡設備完了の日をご記入ください。
▼交付決定を受けたがいつまでに報告すれば良いか。	➡令和9年3月15日(月)までに市へ実績報告書を提出してください。

省エネ診断フローチャート



まずはあなたにピッタリの「**省エネ診断**」を見つけましょう！



省エネ診断の詳細は裏面へ

自分で調べてみたい方はこちら！

省エネセルフ診断ツール

簡単なデータ入力で、以下の情報が把握可能。

- CO2排出量の計算
- 同業他社とのエネルギー使用量の比較
- 省エネポテンシャルや具体的な省エネ対策の把握

省エネ・節電ポータルサイト
＞省エネセルフ診断ツール

<https://www.shindan-net.jp/selfcheck>



省エネ診断の詳細

令和7年度補正 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費 (地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業)



■ 事務局

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)

特設WEBサイト

<https://shoeneshindan.jp/>

■ 特徴

設備1つから工場・事業所全体まで、ニーズ・規模に応じて省エネ診断の受診が可能。
また伴走支援では、省エネ診断後の取組をエネルギー面だけでなく、経営面からも幅広くサポート可能。

■ 実施期間

申込から診断報告会まで約1か月～2か月程度。

■ 費用(税込)

事業所のニーズ・規模に応じて、決定。

ウォークスルー診断 設備単位プラン

1設備あたり6,006円
※最大2設備まで診断可能。

IT診断

総額の1割(22,000円～110,000円程度)
※最大220,000円

ウォークスルー診断 工場・事業所全体プラン

16,016円～51,051円
※診断費用は事業所の規模により変動。

伴走支援

総額の1割(11,000円～22,000円程度)
※最大51,051円

令和8年度 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費 (エネルギー利用最適化診断等事業)



■ 事務局

一般財団法人省エネルギーセンター

省エネ・節電ポータルサイト

<https://www.shindan-net.jp/>

■ 特徴

約1日の診断で、工場・ビル等全体のエネルギーのムダを確認。
「コスト削減」と「脱炭素化」に向け、再エネに関する提案を組み合わせたアドバイスが可能。

■ 実施期間

申込から診断結果説明会まで約1か月～2か月程度※
※ ステップアップ診断の場合3か月～4か月程度

■ 費用(税込)

事業所の規模等に応じて決定。

ステップアップ診断

19,690円
事前打合せ(+計測※)+診断+説明会
※ 計測データがない場合、無料で計測を実施。

省エネ最適化診断

クイック診断

9,460円
診断(1人)(説明会なし)

ベーシック A診断

12,760円
診断(1人)+説明会(1人)

ベーシック B診断

20,240円
診断(2人)+説明会(1人)

ベーシック 大規模診断

30,470円
事前打合せ(2人)
+診断(2人)+説明会(2人)

データプラスA

16,170円
事前打合せ(1人)
+診断(1人)+説明会(1人)

データプラスB

23,760円
事前打合せ(1人)+
診断(2人)+説明会(1人)

作成：(一財)省エネルギーセンター・(一社)環境共創イニシアチブ

■省エネ診断 各種メニューの比較

様々なニーズに対応できるよう、複数のメニューを提供しています。省エネに限らず、再エネ（太陽光やバイオマス等）に関する提案も実施可能ですので、積極的にご活用ください。

また、省エネ診断を実施する機関も、地域の支援機関や、設備メーカー・エネルギー関連企業など幅広く存在しますので、比較表やHP等をご確認いただき、希望にあった選択にお役立てください。

	メニュー名	診断実施機関	対象	提案内容	概要・特徴	費用目安（税込） ※診断を受ける者の負担額
現地を見て 専門家が診断	省エネ最適化診断	省エネルギーセンター	工場・事業所	省エネ再エネ	✓ 1日で事業所全体の現地診断を行い、総合的な視点から省エネ改善等を提案 ✓ スマートメータデータを活用した「データプラス診断」により、エネルギー利用のムダの見える化による改善提案も可能	・クイック（～100kL）：9,460円 ・ベイスック：12,760円～ ・データプラス：16,170円～ ※事業所規模や診断内容・範囲により費用が異なる
	ウォークスルー診断 ※伴走支援までの申請も可	省エネお助け隊 登録診断機関	工場・事業所	省エネ再エネ	✓ 1日で工場・事業所にある全ての設備の管理状況等を見て回り、省エネ改善等を提案	・16,016円～51,051円 ※事業所規模により費用が異なる
			設備単位	省エネ	✓ 空調や照明、ボイラ、生産設備など、対象設備の中から、1設備もしくは2設備組み合わせでの申込みが可能	・1設備：6,006円 ・2設備：12,012円
計測機器を活用して 詳細に診断	ステップアップ診断	省エネルギーセンター	工場・事業所	省エネ再エネ	✓ 省エネ最適化診断受診後の深掘り支援として、計測データを活用した更なる省エネ改善を提案 ✓ 生産設備と連携した省エネ提案も可能	19,690円
	I T 診断	省エネお助け隊 登録診断機関	工場・事業所	省エネ再エネ	✓ 数週～数か月間の計測により、エネルギー使用状況を可視化・分析し、きめ細やかな省エネ改善を提案	22,000～110,000円程度 ※最大220,000円 ※診断内容に応じて個別に見積
省エネ改善の実施をサポート	伴走支援	省エネお助け隊	工場・事業所	—	✓ 上記の省エネ診断で提案された省エネ改善の実現をサポート ✓ 設備更新のサポート、省エネ計画策定や体制構築など幅広く支援を提供	11,000～22,000円程度 ※最大51,051円 ※支援内容に応じて個別に見積

（一財）省エネルギーセンター

- ・ 4/22（水）より随時受付中（一部メニューは5月中を目途に開始）
- ・ 診断の詳細やお問合せ先、申請方法の確認は下記HPまで
【HP】<https://www.shindan-net.jp/>



省エネルギーセンター

（一社）環境共創イニシアチブ

- ・ 3/30（月）より随時受付中
- ・ 診断の詳細や申請先、受付状況等の確認は下記HPまで
【HP】<https://shoeneshindan.jp/>



省エネお助け隊 登録診断機関

以上